

大潟村交流宿泊等誘致事業費補助金交付要綱

制定	平成 26 年4月1日
改正	平成 26 年6月9日
改正	平成 27 年4月1日
改正	平成 28 年4月1日
改正	平成 29 年4月3日
改正	平成 31 年4月1日
改正	令和 2年 4月 1日
改正	令和2年6月 16 日
改正	令和 3年 9月 1日
全部改正	令和4年 7 月 1日
改正	令和6年10月 16日
改正	令和 8年 3月 27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツや文化活動、農業体験等による滞在型観光施策の推進と、地域の活性化に資するため、大潟村交流宿泊等誘致事業費補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿等:スポーツ・文化活動、練習試合・各種大会(全国大会・東北大会・県予選大会は除く。)、勉強等の合宿等のほか、研修会、オリエンテーション、農業体験及び企業、団体等の村内視察研修に伴う宿泊をいう。
- (2) スポーツ・文化団体等:大学、高等学校、高等専門学校、中学校、小学校及び社会人が所属するスポーツ・文化部、団体等(同好会を含む。)並びに大潟村の行政視察又は村内企業視察を行う者(以下「視察者」という。)をいう。
- (3) スポーツ・文化施設:村内又は近隣市町(男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、三種町)のスポーツ・文化施設をいう。
- (4) 宿泊施設:村内の旅業法(昭和23年法律第138号)第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設(キャンプ場等は除く。)をいう。
- (5) 参加者:選手、指導者(部長、監督、コーチ、マネージャー等)及び保護者(付添人)をいう。
- (6) 延べ宿泊者数:宿泊者数に宿泊日数を乗じた数をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、合宿等を実施するスポーツ・文化団体等とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) スポーツ・文化施設を利用し、かつ、村内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 参加者数及び宿泊者数が5名以上であること。ただし、視察者は1名以上とする。
- (3) 保護者(付添人)は最大5名までとする。
- (4) 当該年度の3月31日までに終了すること。
- (5) 主に営利を目的としていないこと。
- (6) 宗教的又は政治的活動を目的としていないこと。
- (7) 公費による宿泊でないこと。
- (8) 他の団体等からの補助等を受けていないこと。
- (9) その他村長が不相当と認めるものでないこと。

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助の対象となる経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を合宿等実施最終日から起算して30日以内までに村長に提出するものとする。

- (1) 大潟村交流宿泊等誘致事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 合宿等活動報告書又は視察等受入証明書(様式第2号)
- (3) 宿泊者名簿(様式第3号)
- (4) 宿泊領収書の写し
- (5) 活動状況が確認出来る写真(数枚)
- (6) 委任状(様式4号)
- (7) 請求書(様式5号)

2 補助対象者は、前項の手続きを宿泊施設に委任することにより行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 村長は、前条により交付の申請があったときは、その内容を精査し、相当と認めるときは、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 村長は、補助金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により補助金を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 7 月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費	合宿等に要する経費のうち宿泊料
補助金の額	1 泊の宿泊料金の 1/2(100 円未満切捨、上限 2,500 円)×延べ 宿泊者数(宿泊者数×宿泊日数)
補助限度額	50 万円